

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和５年１１月２２日

東広島市長 高 垣 廣 徳

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(１) 名称

万惣高屋店

(２) 所在地

東広島市高屋町大字檜山２２９番の１外

２ 変更に係る事項

(１) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位 置	収容台数
1	建物西側駐車場	60台
2	建物屋上駐車場	69台
	合計	129台

(変更後)

No.	位 置	収容台数
1	建物西側駐車場	50台
	合計	50台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前)

No.	出入口の数	位 置
1	1箇所	建物西側駐車場 西側
2	2箇所	建物西側駐車場 南側
合計	3箇所	

(変更後)

No.	出入口の数	位 置
1	3箇所	建物西側駐車場 南側
合計	3箇所	

3 変更年月日及び変更の理由

変更年月日	変更の理由
令和6年7月1日	駐車場のレイアウト変更を行うため、またその工事に伴い駐車場を利用制限する必要があるため届出駐車台数の適正化を図る。

4 届出年月日

令和5年10月20日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和5年11月22日（水）から令和6年3月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課

東広島市西条栄町8番29号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年3月22日（金）

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課